

能代市中央公民館、能代市文化会館、
能代市勤労青少年ホーム及び能代市働く婦人の家
指定管理業務仕様書

— 目 次 —

1	管理の基準等	1
2	業務内容について	1
	○共通事項	1
	○各施設個別事項	4
3	自主事業について	6
4	行政財産使用許可の対応	6
5	リスク及び責任分担	6
6	業務引継について	7
7	留意事項	8
	(別表1) 能代市中央公民館事業基準表	8
	(別表2) 能代市文化会館事業基準表	9
	(別表3) 能代市勤労青少年ホーム事業基準表	9
	(別表4) 能代市働く婦人の家事業基準表	9
	(別表5) リスク分担表	10
	〔主な備品〕	11
	 (参考資料1) 第4次能代市社会教育振興中期計画	13
	(参考資料2) 能代市公民館運営審議会規則	32
	(参考資料3) 能代市文化会館運営協議会規則	34

能代市中央公民館、能代市文化会館、 能代市勤労青少年ホーム及び能代市働く婦人の家 指定管理業務仕様書

能代市中央公民館、能代市文化会館、能代市勤労青少年ホーム及び能代市働く婦人の家（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容、範囲及びその履行方法等については、関係法令等によるほか、この仕様書によります。

1 管理の基準等

施設の管理運営は、次に定める事項を基本とします。ただし、使用時間及び休館日について特に必要がある場合は、あらかじめ能代市（以下「市」という。）の承認を得て臨時に変更することができるとします。

（１）使用時間及び休館日

ア 能代市中央公民館

使用時間 午前９時～午後１０時

休 館 日 １２月２９日～翌年１月３日

イ 能代市文化会館

使用時間 午前９時～午後１０時

休 館 日 毎週火曜日（祝日にあたるときはその翌日）、１２月２９日～翌年１月３日

ウ 能代市勤労青少年ホーム

使用時間 午前９時～午後１０時

休 館 日 日曜日、祝日、１２月２８日～翌年１月４日

エ 能代市働く婦人の家

使用時間 午前９時～午後１０時

休 館 日 日曜日、祝日、１２月２８日～翌年１月４日

2 業務内容について

業務内容は、次に掲げる内容によることとします。これらの業務の実施にあたり必要となる手続・契約、支払いは、「５ リスク及び責任分担」において市の負担とするものを除き、全て指定管理者が行うものとします。

また、業務内容のすべてを他事業者に委託することは認めませんが、各種保守点検や警備・清掃、一部事業などの部分的または専門的な業務については、他へ委託できるとします。

なお、業務の実施にあたり諸契約が必要なものは、契約期間を指定期間内としてください。

○ 共通事項

（１）施設の使用許可、使用の制限及び使用許可の取消し等に係る業務

ア 空室状況の把握等、各施設の利用調整

イ 使用許可申請書の受理

ウ 使用許可の決定又は使用不許可の決定

エ 使用許可の取消し又は制限

※ 使用許可申請書及び使用許可書の各様式については、指定管理者があらかじめ市の承認を得て別に定めることとします。

(2) 施設管理に係る業務

- ア 防火管理者を配置すること。
- イ 施設及び設備の安全管理に十分配慮し、火災、損傷等の防止を図るとともに、利用者が安全に施設を利用できるように努めること。
- ウ 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保全に努めること。
- エ 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難、救出その他必要な訓練を定期的実施すること。また、非常災害、事故等の発生にあたっては、速やかに市に報告すること。
- オ 施設内に限らず、施設外（管理敷地）の保全にも努めること（駐車場、冬期除雪、植栽等を含む）。

(3) 施設及び設備の維持管理に係る業務

- ア 各種保守点検の実施、設備の状態の把握、点検結果等の報告
- イ 施設内外の小破修繕の実施
- ウ 市が行う大規模改修工事等への協力
- エ 光熱水費等各種経費の支払い
- オ 消耗品の管理、購入
- カ 施設及び設備の管理、整理整頓（備品等を含む）
- キ 施設内外の清掃、景観管理

(4) 施設の運営に係る業務

- ア 施設に従事する職員に関すること。
 - (ア) 社会教育法第27条第1項の規定により、中央公民館に館長を配置すること。
 - (イ) 各施設に館長（管理責任者）を配置すること。ただし、中央公民館長がそれを兼ねることができる。
 - (ウ) 使用時間中は、各施設に常時1名以上の職員（管理人）を配置すること。
 - (エ) 職員の勤務時間等は、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
 - (オ) 職員の資質向上を図るため、適宜必要な研修等を受けさせること。
 - (カ) 施設の管理運営に必要な人員又は有資格者は、指定管理者において配置すること。ただし、業務の一部であって、専門的な知識又は技術を必要とし、かつ自ら実施することが困難なもの、又は業務上特に効果的であると認められるものについては、当該業務を遂行する能力を有する者に委託することができる。
 - (キ) 現在、施設の管理運営に従事している者が希望する場合には、継続雇用について配慮すること。
- イ 経理に関する書類については、その金額や内容を証する書類とともに、指定期間後も少なくとも5年間は保存しておくこと。
- ウ 施設の利用者の便宜を図るため必要な物品等の販売は、あらかじめ市の承認を得て指定管理者の責任において実施できるものとする。ただし、行政財産の使用許可申請を行い、市長の使用許可を得ること。

(5) 利用料金に係る業務

- ア 施設の利用に係る料金の収受及びこれらの管理
- イ 利用料金還付申請書の受理
- ウ 利用料金還付決定通知書の交付

エ 利用料金減免申請書の受理

オ 利用料金減免許可書の交付

※ 利用料金還付申請書、利用料金還付決定通知書、利用料金減免申請書及び利用料金減免許可書の各様式については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定めることとします。

(6) 業務報告等に係る業務

ア 業務報告

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、市が指定する様式で次の内容に係る報告書を作成し、市へ提出すること。

(ア) 当該年度の指定管理業務の実施状況及び施設別利用状況

(イ) 当該年度の施設別利用料金その他の収入状況

(ウ) 当該年度の指定管理業務に係る経費の支出状況

(エ) 当該年度の主催事業等の実施報告

(オ) その他必要事項

イ 月例報告

指定管理者は、毎月 10 日までに、前月分の次の業務に係る報告書を作成し、市へ提出すること。

(ア) 指定管理業務実施状況報告

(イ) 施設別利用状況及び利用料金その他の収入状況

(ウ) 主催事業等の実施報告

(エ) 修繕等の実施報告

(オ) 要望・苦情・事故処理の報告

(カ) その他必要事項

ウ その他市が指定するもの

(7) 社会教育事業の実施に係る業務

ア 能代市社会教育振興中期計画に基づく講座等を企画し、実施すること。

イ 各年度末に社会教育事業に関する評価票を提出し、社会教育委員の評価を受けること。

ウ 上記の評価を適切に事業に反映すること。

(8) 生涯学習に係る業務

ア 生涯学習推進のため、生涯学習に関する市民の相談に応じ、助言や情報提供に努めること。

イ 能代市公民館条例第 9 条第 1 項ただし書きに基づき教育委員会が認めた団体（以下「自主学習グループ等」という。）の活動支援に努めること。なお、自主学習グループ等とは、次に掲げる団体をいう。

(ア) 自主学習グループ

(イ) 勤労青少年ホーム登録者団体

(ウ) 働く婦人の家利用グループ

(エ) その他教育委員会が認めた団体

ウ 自主学習グループ等の登録届出書を受けた場合には、速やかに市に回付すること。

エ 自主学習グループ等の使用については、各施設の設置条例及び規則に従って適切に対応すること。

(9) 前8号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める業務

ア 多数の集客が予測される場合における施設使用者への施設内外における危機管理に関する指導及び指示

イ 使用を許可するにあたり必要な法定許認可の確認及び指示

○各施設個別事項

(1) 能代市中央公民館

ア 公民館事業（地区公民館との連携を含む。）に係る業務

(ア) 能代市中央公民館事業基準表（別表1）に基づき講座等を企画し、開催すること。ただし、令和9年度に第5次能代市社会教育振興中期計画（仮称）が策定となるため、それに基づいて基準表が変更となる場合があります。

(イ) 講座等開催にあたっては、企画書、実施要項又は募集要項を事前に市へ提出すること。講座等修了後は、学習プログラム実績報告書を提出すること。

(ロ) 講座の企画にあたっては、趣味・教養・技能など各分野のバランスに留意すること。

(エ) 講座等の受講料については、受講者から材料費・テキスト代等に相当する実費を徴収することができる。なお、講師が用意した材料等に相当する実費負担分は、受講者が講師に直接支払うことができる。

(オ) 学習団体の育成、活動等の指導、助言に努め、活動発表会（公民館祭等）の会場提供をすること。

(カ) 市及び地区公民館が実施する事業との連携、調整を図ること。

イ 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に係る業務

(ア) 翌年度において実施すべき事業計画は、市と協議し、審議会に諮ること。また、審議会の意見は、適切に事業計画に反映するよう努めること。

(イ) 公民館の運営に疑義が生じた場合は、審議会に諮ることも含め、市と協議のうえ、適切に対応すること。

ウ 秋田県公民館連合会及び能代市山本郡公民館連合会に係る業務

同会に係る業務は、指定管理者が行うこと。付随する会議等の連絡も市に通知すること。ただし、負担金の支払いは市で行うこととします。

エ その他

社会教育主事有資格者を配置すること。

(2) 能代市文化会館

ア 文化振興（主催事業等の実施）に係る業務

(ア) 主催事業の実施、会場提供、行事案内等を通して、文化振興や市民の文化活動の支援に努めること。

(イ) 能代市文化会館事業基準表（別表2）に基づき、事業を企画し、開催すること。ただし、令和9年度に第5次能代市社会教育振興中期計画（仮称）が策定となるため、それに基づいて基準表が変更となる場合があります。

(ロ) 事業の企画・選定については、市と協議のうえ、文化会館運営協議会に報告を行うこと。協議会からの意見は、適切に事業企画に反映するよう努めること。

(エ) 事業の企画にあたり、各分野のバランスに留意すること。またアンケートなどを通じて利用者からの要望、意見の把握・反映に努めること。

イ 文化会館大ホール・中ホール運営に係る業務

- (ア) 舞台・照明・音響設備等の設営及び操作並びに撤去及び復元、又はこれらに関する利用者への指導・助言・監督を行うこと。
- (イ) (ア)に関し、利用者との事前打合せを行うこと。
- (ウ) 舞台業務や音響照明等附属設備の点検等、外部に委託する場合も適切な管理を行うこと。
- (エ) 各ホールを滞りなく運営できるよう担当者を配置すること。
- (オ) 上記のほか運営に必要なことを適宜行うこと。

ウ 文化会館運営協議会（以下「協議会」という。）に係る業務

毎年度、運営に関する必要事項を市と協議のうえ、協議会に諮ること。また、協議会の意見は、適切に運営に反映するよう努めること。

エ 秋田県公立文化施設協議会に係る業務

同会に関する業務については指定管理者が行うこと。

(3) 能代市勤労青少年ホーム

ア 主催事業に係る業務

- (ア) 能代市勤労青少年ホーム事業基準表（別表3）に基づき、講座等を企画し開催すること。ただし、令和9年度に第5次能代市社会教育振興中期計画（仮称）が策定となるため、それに基づいて基準表が変更となる場合があります。
- (イ) 講座等開催にあたっては、企画書、実施要項又は募集要項を事前に市へ提出すること。また、講座等修了後は学習プログラム実績報告書を提出すること。
- (ウ) 講座の企画にあたっては、趣味・教養・技能など各分野のバランスに留意すること。
- (エ) 講座等の受講料については、受講者から材料費・テキスト代等に相当する実費を徴収することができる。なお、講師が用意した材料等に相当する実費負担分は、受講者が講師に直接支払うことができる。
- (オ) 市が実施する事業との連携、調整を図ってください。

イ 能代市勤労青少年ホーム利用者の登録に係る業務

ウ 能代市勤労青少年ホーム利用者連絡協議会に係る業務

利用者連絡協議会運営に対する協力・助言、活動発表会の会場提供をすること。

エ 公民館運営審議会に係る業務

翌年度において実施すべき事業計画は、市と協議し、審議会に諮ること。また、審議会の意見は、適切に事業計画に反映するよう努めること。

(4) 能代市働く婦人の家

ア 主催事業に係る業務

- (ア) 能代市働く婦人の家事業基準表（別表4）に基づき、講座等を企画し開催すること。ただし、令和9年度に第5次能代市社会教育振興中期計画（仮称）が策定となるため、それに基づいて基準表が変更となる場合があります。
- (イ) 講座等開催にあたっては、企画書、実施要項又は募集要項を事前に市へ提出すること。また、講座等修了後は学習プログラム実績報告書を提出すること。
- (ウ) 講座の企画にあたっては、趣味・教養・技能など各分野のバランスに留意すること。
- (エ) 講座等の受講料については、受講者から材料費・テキスト代等に相当する実費を徴収することができる。なお、講師が用意した材料等に相当する実費負担分は、受講者が講

師に直接支払うことができる。

(ウ) 市が実施する事業との連携、調整を図ること。

イ 能代市働く婦人の家利用グループ連絡協議会に係る業務

利用グループ連絡協議会運営に対する協力・助言、活動発表会の会場提供をすること。

ウ 託児室での託児業務

託児サービスを提供する際は、保育士資格保有者を配置してください。

エ 公民館運営審議会に係る業務

翌年度において実施すべき事業計画は、市と協議し、審議会に諮ること。また、審議会の意見は、適切に事業計画に反映するよう努めること。

オ 秋田県働く女性の家連絡協議会に係る業務

同会に関する業務については指定管理者が行うこと。

3 自主事業について

- (1) 指定管理者は、施設の設置目的を効果的に達成するため、「2 業務内容について」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を妨げない範囲において、自己の責任により、自主事業を実施することができます。業務内容に記載していない業務については、原則として自主事業となります。
- (2) 自主事業の実施にあたっては、事前に市へ事業計画書を提出し、市の承認を得る必要があります。なお、自主事業の可否は、関係法令及び施設の設置目的に照らし判断します。
- (3) 市は、自主事業の実施が指定管理業務の実施を妨げると判断するときは、自主事業の変更又は中止を命ずることができるものとします。
- (4) 自主事業に要する費用は指定管理料に含みませんが、自主事業により得た利益は指定管理者に帰属するものとします。

4 行政財産使用許可の対応

行政財産使用許可及び使用料の徴収に係る事務は、市が行います。

下記使用許可箇所の光熱水費は、申請人の負担とし、指定管理者が一時全額立替払いした後、指定管理者が申請人に請求し、徴収するものとします。

(1) 喫茶室（能代市文化会館）

(2) 能代市市民活動支援センター（能代市勤労青少年ホーム）

(3) 自動販売機 5 台（能代市中央公民館 1 台、能代市文化会館 2 台、能代市勤労青少年ホーム 1 台、能代市働く婦人の家 1 台）

5 リスク及び責任分担

(1) 備品について

ア 施設の主な備品は別紙のとおりです。現存の備品については無償で貸与します。

イ 貸与備品が使用できなくなった場合は市で処分しますので、速やかに届け出てください。

ウ 更新又は新たに必要となった備品は、市が予算措置後購入します。

エ 指定管理者が必要に応じて備品を独自に購入する場合は、あらかじめ市と協議してください。

オ 備品は常に良好な状態で管理するものとし、故意又は過失により備品等を滅失又は毀損

したときは、これによって生じた損害を指定管理者が弁償するものとします。

カ 備品に付随する消耗品は、指定管理者が適宜、補充又は交換し、費用負担するものとします。

キ 指定管理期間が満了したときは、備品等を市又は市が指定する者に引き継ぐものとします。また、指定管理者が独自に購入し、又は調達した備品等については、原則として指定管理者の費用で撤去するものとします。ただし、市と協議のうえ、市又は市が指定する者に引き継ぐことができることとします。

※ 備品とは、取得価格が3万円以上のもので、3年以上反復使用に耐えるものをいいます。

(2) 修繕について

ア 施設や設備の更新を除く小破修繕は、市と事前協議のうえ指定管理者が実施するものとします。

イ 施設や設備の更新に係る修繕は、市が緊急性、必要性を勘案のうえ予算措置後に実施するものとします。

ウ ア又はイにおいて、指定管理者の責に帰すべき事由による修繕は、この限りではありません。

(3) 保険について

ア 施設の建物及び備品等動産の火災保険料は、市が負担するものとします。

イ 施設利用者に対する賠償責任保険は、指定管理者の判断により、必要に応じて加入し、その保険料は指定管理者が負担するものとします。

(4) 機械警備について

文化会館及び中央公民館の機械警備に係る経費は、指定管理料（警備費用）から指定管理者が負担するものとします。

(5) 事故の処理

事故発生の場合は、速やかに状況を確認し応急処置を施すとともに、遅滞なく市へ連絡してください。また、計画的に安全管理や救急救命に関する研修会等に職員を参加させることとします。

(6) 災害時の対応

地震・台風・その他の災害が発生し、施設が能代市地域防災計画に基づき市の避難施設に指定された場合は、指定管理者はこれに従い、適切に対応してください。

(7) その他

リスク及び責任分担は、上記（1）から（6）までのほか（別表5）リスク分担表によるものとし、定めのない事項については、市と指定管理者が協議のうえ決定するものとします。

6 業務引継について

（1）協定締結後から指定管理開始日までの間に、指定管理者は現管理者と業務の引継ぎを行います。

（2）指定管理者は、当該引継期間内に管理人予定者を現地研修させることとします。期間等詳細は、協議のうえ決定します。

（3）指定期間終了の際も同様の業務引継を行うこととします。

（4）引継期間内の管理人予定者の人件費や、指定管理の準備のために必要とする費用は、全て指定管理者の負担とします。

7 留意事項

- (1) 公の施設であることを念頭に、公平な運営を行うこととし、特定の団体・個人に有利あるいは不利になる運営を行わないよう特に留意してください。
- (2) 指定管理業務の実施にあたっては、指定管理者の団体固有の業務や経理と混同しないよう特に留意してください。
- (3) 本募集の際、質問事項に対して行った回答については、本募集要項及び本業務仕様書に記載されたものとみなします。その他、これらに記載のない事項については、協議のうえ決定します。
- (4) 指定管理者は、市が施設で実施する事業について、円滑な運営が図られるよう、協力を行うものとする。
- (5) 施設の名称は、変更できません。

(別表1) 能代市中央公民館事業基準表

目標	施策	主な対象	事業数等
学びと活動の充実	生涯にわたって多様な学びの機会を提供します	少年	年1事業以上
		青年 成人	年4事業以上
		高齢者	年1事業以上
	学びと活動をつなげる環境づくりに努めます	成人	年1事業以上
学校・家庭・地域の連携促進	地域の人材を活かした学習の充実を図り、次代を担う子どもたちを育みます	少年	年3事業以上
	親子で学び合う機会を提供します	児童及び保護者	年2事業以上
	子どもの成長に応じた家庭教育を支援します	児童及び保護者	年1事業以上

※目標や施策の重複した事業の実施は可能とする。

(別表2) 能代市文化会館事業基準表

区 分	目 的	説 明
市民鑑賞型事業	・市民に内外の優れた芸術文化の鑑賞機会をより多く提供する。	・伝統芸能、演劇、ミュージカル、舞踊、クラシック音楽及びポピュラー音楽等の分野から、年間4公演以上実施すること。 ・助成金等の情報を積極的に収集し、効果的に利用すること。
市民参加型事業	・幅広い年代の市民や芸術文化団体の活動を支援し、地域の芸術文化振興に努める。	・年2事業以上を実施すること。 ・幅広い年齢層のより多くの市民が参加できる事業を実施すること。
会場提供型事業	・市民が自ら企画する文化芸術活動を支援し、市民へ多様な文化活動や学習の機会を提供する。	・公演、展示、文化講演、上映会など、大ホールで1事業、中ホールで1事業、ホワイエ等で1事業以上実施すること。 ・広く市民に募ること。 ※応募要件は別に市で定める

(別表3) 能代市勤労青少年ホーム事業基準表

目 標	施 策	主な対象	事 業 数 等
学びと活動の充実	生涯にわたって多様な学びの機会を提供します	青年	年1事業以上

(別表4) 能代市働く婦人の家事業基準表

目 標	施 策	主な対象	事 業 数 等
学びと活動の充実	生涯にわたって多様な学びの機会を提供します	成人 女性	年1事業以上

(別表5) リスク分担表

区 分	内 容	リスク分担	
		市	指定管理者
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○	
	それ以外のもの		○
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更	協 議	
税制変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
需要の変動	大規模な外的要因による需要変動	協 議	
	それ以外のもの		○
管 理 運 営 の 中 断・中止	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	それ以外のもの	協 議	
地域住民及び施設利用者等の苦情対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	テレビ共聴設備、防災行政無線等に関する苦情、要望への対応	○	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○	
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	市と指定管理者の両者、または被害者・第三者等に帰責事由があるもの	協 議	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪の発生		○
備品の購入	市が貸与する備品	○	
	指定管理者が独自に購入する備品（市と事前協議）		○
施設・設備・備品の修繕	施設・設備の更新を除く小破修繕（市へ報告） 1件当たり10万円未満		○
	施設・設備の更新を除く小破修繕（市と事前協議） 1件当たり10万円以上30万円以内		○
	指定管理者に帰責事由があるもの		○
	上記以外のもの （緊急性、必要性を勘案の上予算措置後に実施）	○	
不可抗力	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○	
	不可抗力による管理運営の中断	協 議	

※上記に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

〔別紙〕主な備品

■ 能代市中央公民館

名 称	数量	名 称	数量
A E D（自動体外式除細動器）	1	七宝焼き用電気炉	1
地デジ対応液晶テレビ	1	電気ろくろ	2
プロジェクター	1	糸鋸	1
スクリーン	2	屋形テント	5
プロジェクションテレビ（50 ｲﾝﾁ）	1	軽貨物自動車	1
ポータブルワイヤレスアンプ	2	絵画	3

※ その他、各研修室等にテーブル、椅子等備品、創作室用備品、視聴覚室用備品

■ 能代市文化会館

名 称	数量	名 称	数量
展示パネル	44	絵画	7
グランドピアノ	4	壁画	1
アップライトピアノ	3	銅像	2
除雪機	1	コーナーテーブル付きソファ	2
自走式草刈機	1	溶接機	1
エンジン付き発電機	1		

※ その他、各研修室等にテーブル、椅子等備品、ホール・ホールホワイエ用備品

■ 能代市勤労青少年ホーム

名 称	数量	名 称	数量
ベースアンプ	1	スクリーン	1
ギターアンプ	1	ろくろ	1
スピーカーシステム	1	七宝電気炉	1
ドラムセット	1	絵画	4
エレクトーン	1		

※ その他、各研修室等にテーブル、椅子等備品、軽運動室用備品、調理室用備品

■ 能代市働く婦人の家

名 称	数量	名 称	数量
絵画	2	オープンレンジ	1

※ その他、各研修室等にテーブル、椅子等備品、調理室用備品

第4次能代市社会教育振興中期計画

(令和5年度～令和9年度)



能代市教育委員会

目 次

第1章 策定にあたって

- 1 策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付けと期間 1

第2章 能代市の社会教育の現状と課題

- 1 本市の取組 2
- 2 第3次計画の検証 2
- 3 市民意識調査から 4

第3章 目標、基本方針および施策

- 1 目標 7
- 2 基本方針 7
- 3 施策の体系 8
- 4 施策の展開 9

第4章 推進体制と進捗管理

- 1 計画の推進体制 11
- 2 計画の進捗管理 11
- 3 計画の評価 11

資料編

- 1 能代市の社会教育施設 12
- 2 第4次能代市社会教育振興中期計画策定の経過 16
- 3 策定に関わった方々 16

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

社会教育計画は、生涯学習^{※1,2}の理念の実現をめざし、社会教育行政^{※3}の施策を継続的・体系的に推進するために策定するものです。本市においては、平成20年3月に「第1次社会教育振興中期計画」を策定し、以後、市民のニーズや社会情勢、国・県の動向を捉え、5年ごとに見直しを行っています。

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、核家族化、就労形態の変化、高度情報化、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活様式の変化など、目まぐるしく変化し、個人の価値観やライフスタイルも多様化しています。

こうした中、中央教育審議会では平成30年に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策(答申)」として、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」を、また、令和2年には「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育」について方策が示されています。

本計画は、これらを踏まえ第3次計画の取組の評価と課題を検証しながら、市民一人一人が生涯にわたって必要な学習を行い、つながりあい、その成果を個人の生活や地域活動等に生かすことができるよう、今後5年間の社会教育行政の基本的方向性を定める「第4次能代市社会教育振興中期計画」を策定するものです。

2 計画の位置付けと期間

この計画は、能代市総合計画及び能代市教育等の振興に関する施策の大綱を上位計画とする個別計画です。

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

◇用語解説◇

※1 生涯学習の理念とは（教育基本法第3条）

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されています。

※2 生涯学習とは

一人一人が、いつでも、どこでも自由に行う学習活動のことであり、学校や公民館における講座等の学習に限らず、自ら進んで行う学習やスポーツ・文化活動、ボランティア活動、体験活動、趣味、レクリエーション、企業内研修等のあらゆる学習活動のことを言います。

※3 社会教育とは（社会教育法第2条）

「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」のことを言います。

第2章 能代市の社会教育の現状と課題

1 本市の取組

本市の社会教育計画は、学びを核とした活力ある地域づくりを推進するため、第3次計画では「豊かに生きる 活かす つながる まなびのわ」を目標に掲げ、様々な施策を展開してきました。

施策の柱には、「学びの機会の提供」「学校・家庭・地域の連携」「文化芸術・文化財の振興」「生涯スポーツの充実」「施設の適正な管理」を掲げ、各施策の実現に向け、学校、団体、指定管理者等と連携しながら取り組んできました。

現代社会において、少子高齢化による人口減少、急速な高齢化、地域コミュニティの衰退等、様々な課題がある中で、「まちづくりは人づくり」と言われるように、社会教育を基盤とした学びによって人と人とがつながり合い、その成果を社会に活かしながら、連携や絆を深め、活力ある地域づくりにつなげていく必要があります。

2 第3次計画の評価と課題

第3次能代市社会教育振興中期計画の取組について、基本方針ごとの評価と課題は次のとおりです。

学びの機会の提供
【基本方針】 学びの機会の充実を図り、地域活動に活かします
【評価と課題】 子どもや高齢者を中心に多様な学習が行われていますが、学習の成果を地域に活かす取組が不足しています。講座等への参加者が固定化する傾向にあり、各世代に魅力ある講座を提供し、周知方法にも工夫する必要があります。 また、若者の地域づくりへの参画を促進する取組では、中高生ボランティア講座への参加が増えるなど、中高生の地域貢献意識の高まりが見られています。今後も、若者が地域社会へ関心を持ち、社会の一員として積極的に社会活動に参加する機会の確保や意識の醸成につながるよう取り組む必要があります。

学校・家庭・地域の連携
【基本方針】子どもと大人がともに学び合い育ち合います
【評価と課題】 少子化や核家族化、就労形態や価値観の多様化などにより、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。コロナ禍においては地域活動の維持が困難となり、地域社会への意識低下や希薄化が懸念されています。 こうした中、新たに^{※4}地域学校協働活動が実施され、地域ぐるみで子どもや親の学び・育ちを応援する取組が開始されています。今後も、学校・家庭・地域の連携や協働活動の充実を図り、困難を抱える家庭の孤立化を防ぐとともに、地域全体で子どもたちの成長を支える取組につなげていく必要があります。

文化芸術・文化財の振興
【基本方針】ふるさとの誇りを守り伝えます
【評価と課題】 一堂に会して開催される芸術鑑賞や学習成果を披露する場は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けています。新しい生活様式の中で感染状況を注視しつつ、創意工夫しながら企画していく必要があります。 また、加速度的に進む過疎化や少子高齢化に伴い、地域の伝統行事や民俗芸能の担い手不足が深刻となり、存続が危ぶまれています。さらに、個人で所持していた文化財等に関しても、所有者の高齢化・代替わりで管理が難しくなっています。市内外、官民を問わず継承意識を高めていく必要があります。

生涯スポーツの充実
【基本方針】スポーツによって地域を元気にします
【評価と課題】 スポーツ参加者は固定化傾向にあります。また、児童生徒数減少のため、スポーツ少年団は団員が減少してきており、一部では学校単位での活動が困難になっている例もみられます。 より多くの市民がスポーツへ参加できるような施策と健康づくりのためのスポーツの充実を図り、きめ細やかな情報提供に努める必要があります。

◇用語解説◇

※4 地域学校協働活動とは

地域の高齢者、保護者、PTA 民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを言います。

施設の適正な管理

【基本方針】 学習環境の充実に努めます

【評価と課題】

二ツ井図書館の開設や、中央公民館・図書館・総合体育館に Wi-Fi を整備するなど、利用者の利便性や学習環境の充実に努めています。指定管理施設では、管理運営実績が「優良」または「良好」と、多様化する住民ニーズに対し、指定管理者と連携しながら、効果的・効率的な管理運営を行っています。

施設の利用状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大幅な減少が見られます。人口減少や高齢化が進む中、今後も利用者の減少が予測されます。また、施設の老朽化により、多額の維持管理費や改修費用が必要となるため計画的な改修等や機能集約について検討する必要があります。

3 市民意識調査から

生涯学習に関することについて、令和4年と平成29年に市民意識調査をした結果は次のとおりです。

調査対象：市内に在住する満18歳以上の男女2,000人

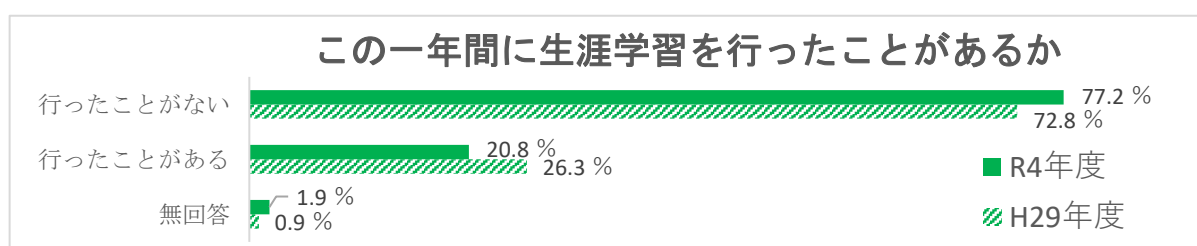
抽出方法：住民基本台帳から年代別に等間隔、無作為抽出方法

調査期間：令和4年6月2日～23日

回収率：41.80%（835人）

（1）生涯学習の実施

この1年間に生涯学習を行ったことがないと答えた方は77.2%、行ったことがあると答えた方は20.8%となっています。

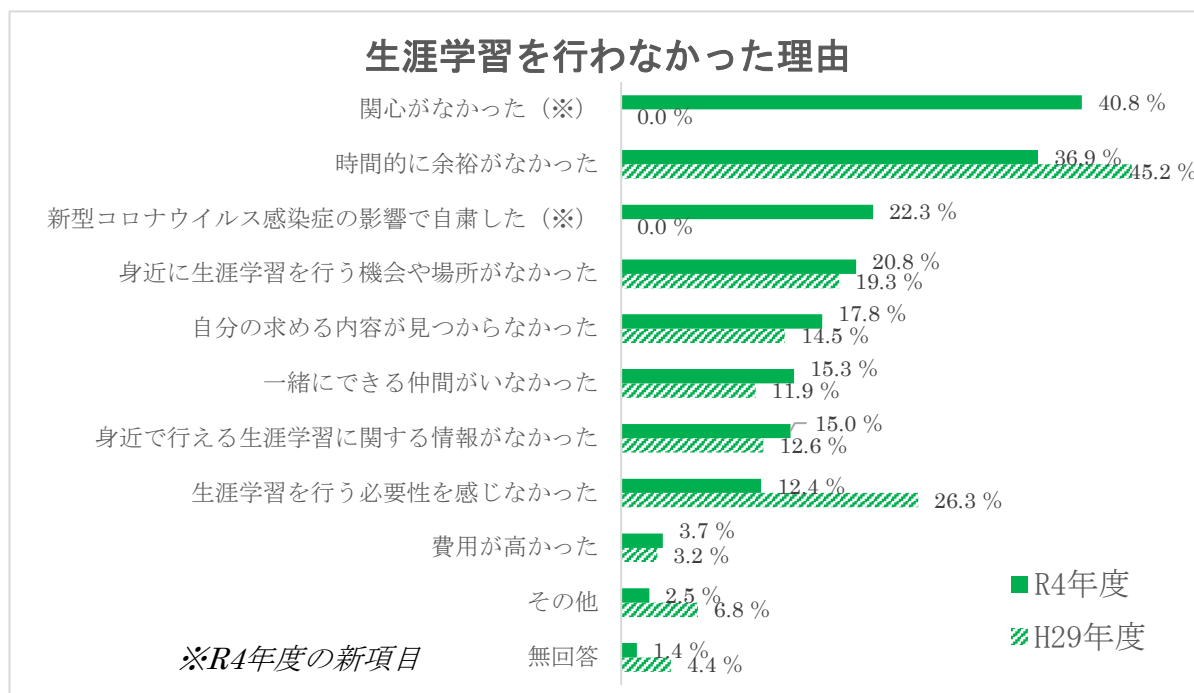


（2）生涯学習を行わなかった理由

生涯学習を行わなかった理由については、「関心がなかった」が40.8%、「時間的に余裕がなかった」が36.9%となっており、生涯学習の魅力を伝える情報発信や参加しやすい学習の場を提供する必要があります。

また、「新型コロナウイルス感染症の影響で自粛した」が22.3%と長引く感染症流行の影響が見られています。

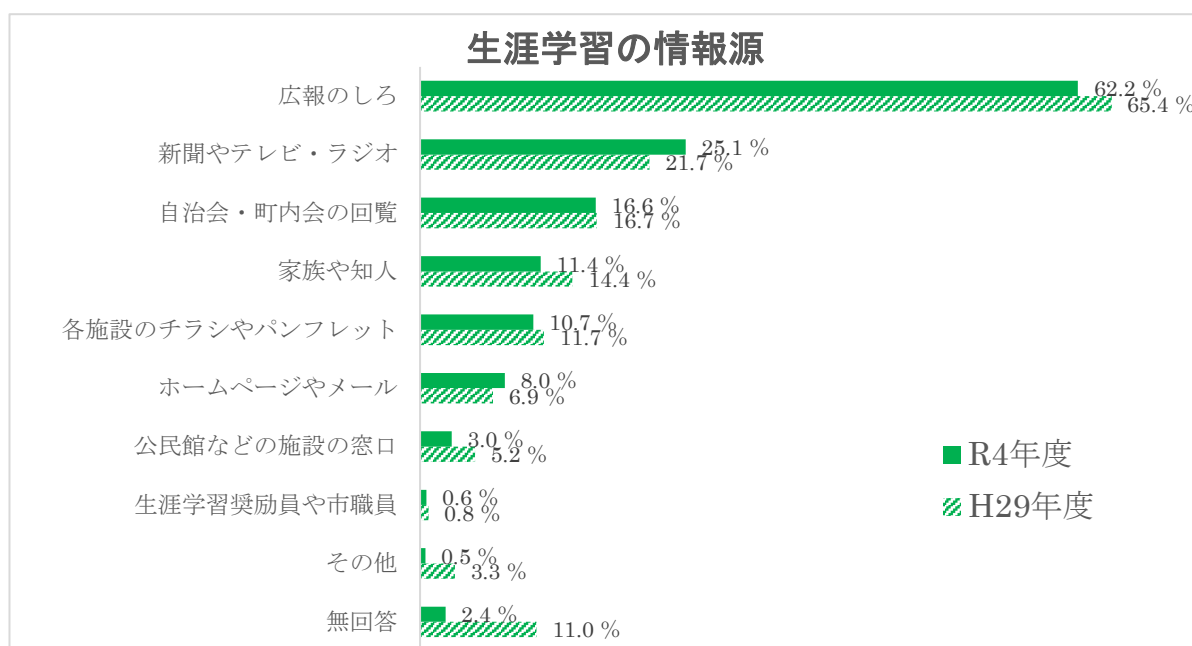
(複数回答あり)



(3) 生涯学習の情報源

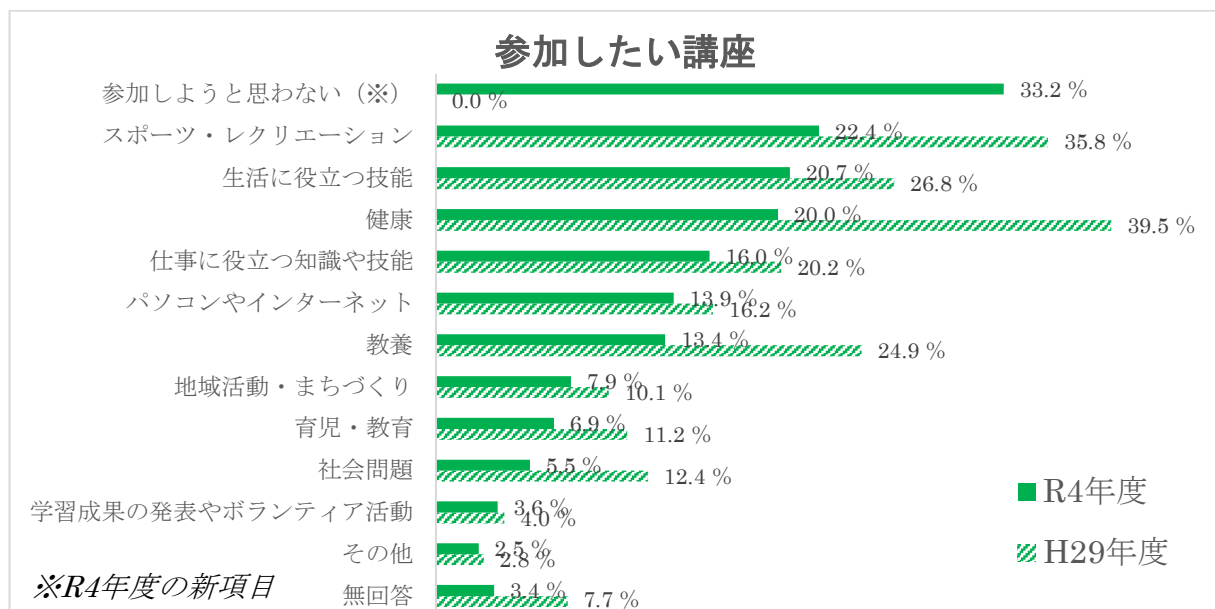
生涯学習情報の入手方法については、「広報のしろ」から情報を得ている方が多数を占めています。引き続き、市民がより多くの情報を得られるよう、様々な手法で周知拡大に努める必要があります。

(複数回答あり)



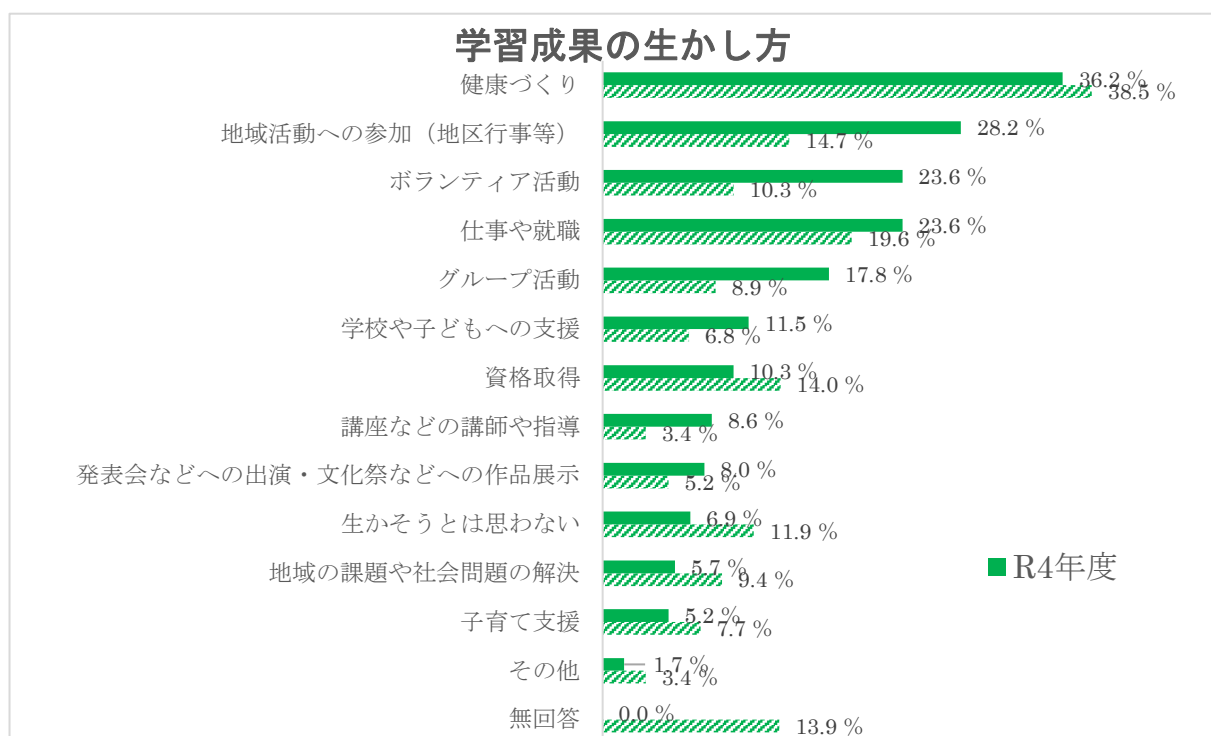
(4) 参加したい講座

どのような講座に参加したいかについては、「参加しようと思わない」が33.2%と否定的な意見が多くみられています。続いて「スポーツ・レクリエーション」「生活に役立つ技能」「健康」に関する講座に関心が示されており、市民ニーズにあった講座を充実させていく必要があります。



(5) 学習成果の生かし方

学習成果を今後どのように生かしていきたいかについては、「健康づくり」が 36.2%と前回調査と同様に最も高く、健康への関心の高さがうかがえます。「地域活動への参加（地区行事等）」、「ボランティア活動」、「グループ活動」が伸びており、仲間と共に楽しみながら学び、成果を地域社会へ還元する取組を充実させていく必要があります。（複数回答あり）



(6) まとめ

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行を境として平成29年度と令和4年度を比較すると、令和4年度では否定的な意見が多くみられ、長引くコロナ禍のもと活動自粛の情勢が続いたことが大きな要因であると考えられます。今後、この結果から市民のニーズを捉え、講座等の企画に活かしながら、生涯学習活動の充実を図る必要があります。

第3章 目標、基本方針及び施策

1 目標

学びあい つながる ひろがる 地域のわ

本計画では、第3次計画目標「豊かに生きる 活かす つながる まなびのわ」を継承し、学びを核とした活力ある地域づくりを推進するため「学びあい つながる ひろがる 地域のわ」を目標に掲げました。

人生100年時代を迎え、だれもが元気に活躍し続ける人生を送ることができるよう、生涯にわたり必要な学びを行い、その成果を生活や地域へ活かすとともに、学びから得たつながりを、より大きな地域の“わ”へ広げていくというものです。

この目標を実現するため、本計画では、次の5つの基本方針を柱として、横断的に連携しながら事業を推進します。

2 基本方針

I. 学びと活動の充実

多様な学びのわを広げ、地域づくりにつなげていきます

II. 学校・家庭・地域の連携促進

地域ぐるみで共に学び合い、支え合います

III. 文化の継承と発展

ふるさとの文化を次世代に引き継いでいきます

IV. 生涯スポーツの充実

スポーツによって地域を元気にします

V. 施設の適正な管理

学習環境の充実に努めます

3 施策の体系

能代市総合計画 将来像 “わ”のまち能代 人と人との“和” 地域資源で活力を生む“環” 未来へつなぐ安心の“輪”	第4次能代市社会教育振興 中期計画目標 学びあい つながる ひろがる 地域のわ	学びと活動の充実	基本方針	多様な学びのわを広げ、地域づくりにつなげていきます
			施策	① 生涯にわたって多様な学びの機会を提供します
				② 学びと活動をつなげる環境づくりに努めます
				③ 若者の主体的な活動や地域活動への参画を促進します
		学校・家庭・地域の連携促進	基本方針	地域ぐるみで共に学び合い、支え合います
			施策	① 地域の人材を活かした学習の充実を図り、次代を担う子どもたちを育みます
				② 親子で学び合う機会を提供します
				③ 子どもの成長に応じた家庭教育を支援します
				④ 気軽に読書に親しむことができる環境を整えます
		文化の継承と発展	基本方針	ふるさとの文化を次世代に引き継いでいきます
			施策	① 子どもの文化体験活動を支援します
				② 地域の文化芸術の保存・継承活動を支援します
				③ 文化財等の調査・保存・活用を行います
		生涯スポーツの充実	基本方針	スポーツによって地域を元気にします
			施策	① 運動やスポーツに親しむ機会の充実を図ります
				② 競技力向上をめざします
				③ 支援体制の充実を図ります
				④ スポーツによって地域活力を創り出します
		適正な施設管理	基本方針	学習環境の充実に努めます
			施策	① 利用しやすい施設の充実に努めます

4 施策の展開

I 多様な学びのわを広げ、地域づくりにつなげていきます／学びと活動の充実

施策	主な取組
① 生涯にわたって多様な学びの機会を提供します	・多様な学習ニーズやライフステージに応じた学びの充実を図ります。 ・だれでも参加できる講座の開催や情報発信に努めます。
② 学びと活動をつなげる環境づくりに努めます	・学びによる仲間づくりを支援します。 ・学びの成果を地域活動に活かす場や機会の提供に努めます。 ・だれでも気軽に集い、交流できる場の提供に努めます。
③ 若者の主体的な活動や地域活動への参画を促進します	・若者の仲間づくりや自主的な活動を支援します。 ・地域づくりやボランティア活動をはじめとして、社会への実践的な参画を奨励、促進します。

II 地域ぐるみで共に学び合い、支え合います／学校・家庭・地域の連携促進

施策	主な取組
① 地域の人材を活かした学習の充実を図り、次代を担う子どもたちを育みます	・学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの学びや健やかな育ちを支え、教育力向上や地域の活性化につなげます。 ・地域の特性（自然・産業・行事等）や人材を活かした教育支援や体験活動の充実を図り、郷土愛を育みます。
② 親子で学び合う機会を提供します	・親子で楽しみながら学び活動する場を提供し、親子の絆を深めるとともに、子どもの主体性を育みます。 ・地域学習や異世代交流の機会を提供し、地域活動への参加意識の高揚と社会性を培います。
③ 子どもの成長に応じた家庭教育を支援します	・関係機関と連携し、家庭の教育力向上を図る学習機会を提供します。 ・社会の実情に即した情報提供を行い、子育てを支援します。
④ 気軽に読書に親しむことができる環境を整えます	・子ども読書活動推進計画に基づいた取組を推進します。 ・豊かな読書活動の拠点として、図書館サービスの充実に努めます。

Ⅲ ふるさとの文化を次世代に引き継いでいきます／文化の継承と発展

施策	主な取組
① 子どもの文化体験活動を支援します	・指導者の発掘と人材育成に取り組みます。 ・相談体制を整えることにより、学校における文化芸術体験の充実を図ります。 ・親子の伝統文化体験活動を支援します。
② 地域の文化芸術の保存・継承活動を支援します	・学校や地域との連携を強化し、継承活動を支援します。 ・民俗芸能団体等への支援を継続します。 ・地域の文化芸術を市内外へ発信することで、地域外人材の参画を促し、関係人口の増加を図ります。
③ 文化財等の調査・保存・活用を行います	・文化財等の収集整理・調査・保存を進め、展示公開や体験学習等を企画・実施します。 ・国指定史跡檜山安東氏城館跡の整備と活用に努めます。

Ⅳ スポーツによって地域を元気にします／生涯スポーツの充実

施策	主な取組
① 運動やスポーツに親しむ機会の充実を図ります	・運動習慣の確立促進により、健康増進を図ります。 ・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進により、体力向上を図ります。 ・楽しみながらスポーツに触れる機会の充実に努めます。
② 競技力向上をめざします	・全国レベルの大会誘致、支援に努めます。 ・トップアスリート等によるスポーツ教室の実施及び支援に努めます。
③ 支援体制の充実を図ります	・指導者、競技スタッフ等の人材育成、支援に努めます。 ・スポーツ団体等への支援に努めます。
④ スポーツによって地域活力を創り出します	・バスケの街づくりを推進します。 ・特色あるスポーツ事業による交流人口の拡大を図ります。 ・スポーツクラブ等の支援、育成に努めます。 ・スポーツ合宿の誘致に努めます。

Ⅴ 学習環境の充実に努めます／施設の適正な管理

施策	主な取組
① 利用しやすい施設の充実に努めます	・市公共施設等総合管理計画により、施設の計画的な整備、保全に努めます。 ・指定管理者等と連携し、施設の効果的、効率的な運営を図り、利用者の利便性向上に努めます。

第4章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、国や県、社会教育施設の指定管理者等と連携するとともに、市民、学校、家庭、地域、各種団体、企業等と協働で取り組みます。積極的に市民参加型の事業展開を図り、社会教育の充実を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は、単年度ごとに事業の実施状況を調査し、能代市社会教育委員の会議において、計画の進捗状況を評価し、施策の点検・見直しを図りながら計画の推進に取り組みます。

施策の効果を確認し、改善していくため、計画（Plan）、実行（Do）、調査・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルにより施策や事業の実効性を高めます。

3 計画の評価

計画に基づく施策の成果を、能代市総合計画の指標により評価します。

指 標	基準値	5年後の目標値	目標値設定の考え方
知識や特技を地区活動や行事で発揮することを心がけている市民の割合（市民意識調査）	11.0% （R3 年度）	20.0%	前計画基準値への引上を目指す
自主学习グループ数	230 団体 （R3 年度）	236 団体	前計画基準値と同程度を目指す
自主学习グループ会員数	3,046 人 （R3 年度）	3,388 人	前計画基準値と同程度を目指す
子育てを地域で支えあう雰囲気があると思う市民の割合（市民意識調査）	24.5% （R3 年度）	35.0%	前計画の目標値を目指す
子どもが地区でのびのびと育っていると思う市民の割合（市民意識調査）	55.8% （R3 年度）	60.0%	能代市総合計画から
地域の行事に参加している児童・生徒の割合（市民意識調査）	74.5% （R 元年度）	75.0%	能代市総合計画から
地域の伝統行事、祭りや七夕・民俗芸能などへ参加又は見に行ったことがある市民の割合（市民意識調査）	—	36.0%	人口のうち 20～70 代の半分を目指す
週 1 回以上スポーツに親しんでいる市民の割合（市民意識調査）	51.3% （R3 年度）	60.0%	前計画の目標値を目指す
優良競技者・団体表彰数（栄光賞・スポーツ部門）	333 人 （R2 年度）	300 人	前計画の目標値を目指す
市民 1 人当たりの社会教育施設（スポーツ施設・図書館を除く）年間利用回数	—	6.5 回	H30 年度の数値を目指す
市民 1 人当たりの図書館来館数	—	2.3 回	能代市子ども読書活動推進計画の数値を目指す
スポーツ施設の人口 1 人当たりの年間利用回数	—	6.0 回	R3 年度の数値を目指す

1 能代市の社会教育施設

(1) 公民館

社会教育の中核施設として、幼児から高齢者まで幅広い年代を対象に、講座や教室を開設しています。生涯学習サークルや地域のグループ活動の場としても利用できます。

中央公民館を本館とし、その他の施設が地区館・分館となっています。

利用時間：午前9時～午後10時

休館日：年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
中央公民館	追分町 4-26	5 4 - 8 1 4 1
東部公民館・扇淵公民館	扇田字道地 155-1	5 8 - 3 1 0 0
南部公民館	河戸川字南後田 134-1	8 9 - 2 3 2 4
向能代公民館	向能代字上野越 83	5 2 - 6 3 1 8
檜山公民館	檜山字霧山下 104	5 8 - 3 1 0 1
鶴形公民館	字町後 16	5 8 - 3 2 1 1
常盤公民館	常盤字堂回 90	5 9 - 2 1 1 1
二ツ井公民館	二ツ井町字下野家後 49	7 3 - 2 5 9 0
二ツ井公民館二ツ井分館	二ツ井町字三千苺 3-3	7 3 - 4 0 9 3
〃 仁鮎分館	二ツ井町仁鮎字後山 52-1	7 3 - 5 0 5 2
〃 富根分館	二ツ井町飛根字高清水 304	7 3 - 5 0 5 2
〃 種梅分館	二ツ井町種字下樋ノ口 15-1	7 3 - 5 0 5 2
〃 荷上場分館	二ツ井町荷上場字鍋良子出口 1-1	7 3 - 5 0 5 2
〃 切石分館	二ツ井町切石字大倉 175	7 3 - 5 0 5 2
〃 田代分館	二ツ井町田代字泥ノ木岱 122-1	7 3 - 5 0 5 2
〃 天神分館	二ツ井町小繫字天神道上 38-1	7 3 - 5 0 5 2
〃 濁川分館	二ツ井町濁川字濁川 145-1	7 3 - 5 0 5 2

※二ツ井公民館の各分館の電話は生涯学習・スポーツ振興課へつながります。

(2) 働く婦人の家

働く女性や勤労者家庭の主婦の皆さんが、余暇を利用し、知識・教養・技術の習得を図るとともに、豊かな人間関係を育てるための事業を総合的に行う施設です。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：日曜日・祝日・年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
働く婦人の家	追分町 4-26	5 4 - 8 2 1 0

(3) 勤労青少年ホーム

勤労青少年の皆さんが、余暇を有意義に過ごすことを目的に設置された施設です。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：日曜日・祝日・年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
勤労青少年ホーム	追分町 4-26	5 5 - 1 5 8 5

(4) 文化会館

舞踊、演劇、演奏会などの舞台芸術の上演や、講演会、式典、各種展示会などに利用されています。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：毎週火曜日・年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
文化会館	追分町 4-26	5 4 - 8 1 4 1

(5) 子ども館

子どもたちが遊び、体験し、学び、交流することをおして、無限の夢と希望を育み、心が豊かに育つことを願い、その手助けをしています。2階には宇宙航空研究開発機構（JAXA）の全面協力を得て宇宙にちなんだ模型などを展示しています。

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：毎週月曜日・第4金曜日（祝日の場合はその翌日）

祝日の翌日（土曜日、日曜日の場合は火曜日）・年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
子ども館	大町 10-1	5 2 - 1 2 7 7

(6) 図書館

読み物や辞典等、幅広い資料を取りそろえ、学習活動を応援します。

開館時間：午前9時～午後7時

休館日：月曜日・毎月1日（ただし土・日は開館）・年末年始・蔵書点検期間

名 称	所 在 地	電話番号
能代図書館	追分町 4-26	5 4 - 1 1 1 4
二ツ井図書館	二ツ井町字上台 1-1(二ツ井町庁舎内)	8 8 - 8 8 5 3

(7) 井坂記念館

木都の父「井坂直幹」の遺品や能代の木材産業の歴史資料などが展示されています。

開館期間・時間：4月～10月の毎週火・木・土曜日 午前9時～午後5時

名 称	所 在 地	電話番号
井坂記念館	御指南町 3-6	5 4 - 1 2 8 9

(8) サン・ウッド能代

学習・スポーツ活動の場として利用できます。風の松原の案内所機能があり、風の松原に関するパネルや資料もあります。

開館時間：午前9時～午後10時（体育施設は午後9時まで）

休館日：年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
サン・ウッド能代	萩の台 1-28	52-3121

(9) 農林漁家婦人活動促進施設「杉ホールひびき」

農林業等の振興、豊かな生活・文化の創造などに関する活動を推進するための施設です。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
農林漁家婦人活動促進施設	二ツ井町仁鮎字後山 38-2	73-5285

(生涯学習・スポーツ振興課)

(10) ニツ井伝承ホール

市民の伝承芸能及び文化諸活動の推進を図るための施設です。二ツ井地域周辺の郷土芸能について知ることができます。

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：毎週水曜日（祝日の場合はその翌日）・年末年始

名 称	所 在 地	電話番号
ニツ井伝承ホール	二ツ井町字上台 1-1	73-6040

(生涯学習・スポーツ振興課)

(11) 社会体育施設

社会体育施設は、誰もが体力・技術・目的などに応じて気軽に楽しくスポーツを親しめるよう、さまざまなスポーツやレクリエーション活動、各種スポーツ大会などに利用できます。

名 称	利用時間など	所在地	電話番号
能代市総合体育館	利用時間： 9時～21時30分 休館日： 12/28～1/4	大町 9-53	54-3607
二ツ井町総合体育館	利用時間： 9時～21時30分 休館日： 12/29～1/3	二ツ井町字上台 60	73-6111
荷上場体育館	利用時間： 9時～21時30分 休館日： 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）・12/29～1/3	二ツ井町荷上場 字鍋良子出口 1-1	73-3772
B & G 海洋センター 体育館	利用時間： 9時～21時30分 休館日： 12/29～1/3	落合字亀谷地 1-65	54-4419

名 称	利用時間など	所在地	電話番号
B & G 海洋センター 海洋スポーツ施設	使用期間： 6 月～9 月 利用時間： 10 時～16 時	落合字古悪土 1-209	54-4419
弓道場	利用時間： 9 時～21 時 休 館 日： なし	落合字亀谷地 1-65	54-4419
土床体育館	利用時間： 9 時～21 時 30 分 休 館 日： 12/28～1/4	落合字亀谷地 1-65	54-4419
能代市民プール	利用期間： 4 月第 3 土曜日～9/30 (屋外：7/1～8/31) 平日 :13 時～19 時 土日祝日 :10 時～19 時 夏休み :10 時～20 時 休 館 日：毎週火曜日（祝日の場合 はその翌日・夏休み期間中は無休）	万町 8-50	54-9445
落合テニスコート	利用日時： 4/1～11/30 9 時～21 時	落合亀谷地 1-65	54-4419
公園テニスコート	利用日時： 4/1～11/30 5 時～19 時	盤若町 64-39	54-3607
二ツ井テニスコート	利用日時： 4/1～11/30 9 時～21 時 休 館 日： 毎週月曜日 (祝日の場合はその翌日)	二ツ井町 字滑良子川端 40-1	73-5016
能代球場 (山田久志サブマリン スタジアム)	利用日時： 4 月第 1 土曜日～10/31 9 時～17 時 休 館 日： 毎月第 2・4 火曜日 (祝日の場合はその翌日)	落合字下台 3	54-8994
赤沼球場	利用日時： 4 月第 1 土曜日～10/31 5 時～19 時	浅内字赤沼 236	54-3607
落合第一球場	利用日時： 4/1～11/30 5 時～19 時	落合字下台 2 の内	54-3607
誠邦園球場	利用日時： 4/1～11/30 5 時～19 時	落合字下台 2 の内	54-3607
落合第二球場 落合球技場 ソフトボール場第一 ソフトボール場第二	利用日時： 通年 5 時～19 時	落合字古悪土 1-1	54-3607
二ツ井球場	利用日時： 4 月第 1 土曜日～10/31 5 時～19 時	二ツ井町 字稗川原 113	73-6200
陸上競技場	利用日時： 3/1～11/30 7 時～19 時 (5/1～9/30 は 7 時～20 時)	末広町 66-1	52-1085
グラウンド・ ゴルフ場	利用日時： 4/1～11/30 8 時 30 分～19 時 (10/1～11/30 は 8 時 30 分～17 時)	落合字下台 3	73-3221

※グラウンド・ゴルフ場の電話は生涯学習・スポーツ振興課へつながります。

2 第4次能代市社会教育振興中期計画策定の経過

時 期	策 定 作 業
令和4年 6月28日	社会教育委員の会議（第3次計画の検証・策定委員会設置）
6月28日	第1回策定委員会（策定方針の決定）
8月 4日	第2回策定委員会（施策の検討）
10月 5日	第3回策定委員会（素案の審議・社会教育関係者出席）
11月 8日	第4回策定委員会（素案の審議）
令和4年12月20日 ～5年1月25日	第4次計画案に対するパブリックコメント実施
令和5年 2月 2日	第5回策定委員会・社会教育委員の会議（最終審議）
2月17日	教育委員会へ報告・教育委員会において決定

3 策定に関わった方々

○策定委員（社会教育委員）

佐藤 勝明 鈴木 和人 松田 武 藤田 博樹
 嶋田 節子 成田 弘子 高橋 武寿 青山 正夫
 畑山 百利子 大山 博子

○第4次能代市社会教育中期計画策定委員会分科会参加者（社会教育・生涯学習関係者）

藤田 貴子 菊池 一二三 楠 清孝 石川 ひろ
 須藤 長子 畠山 勝子 山本 智加子 能登 祐子
 秋元 圭 藤重 雅継 佐藤 英夫 山田 廣幸
 池田 貴美子 大高一 彦 佐々木 国雄 武田 孝義
 梶原 芳一 藤田 卓也 藤田 弘子 富樫 勲

○中期計画策定アドバイザー

青山 功基（北教育事務所山本出張所社会教育主事）
 工藤 克弥（能代市教育委員会社会教育指導員）
 大山 祐子（能代市教育委員会学校教育課指導主事）

（順不同・敬称略）

第4次能代市社会教育振興中期計画

(令和5年度～令和9年度)

発行日 令和5年2月

発行者 能代市教育委員会 生涯学習・スポーツ振興課

〒018-3192 能代市二ツ井町字上台 1-1

電話 : 0185-73-5285

E-mail : shou-supu@city.noshiro.lg.jp

○能代市公民館運営審議会規則

平成18年3月21日
教育委員会規則第25号

改正 平成24年3月30日教委規則第3号
平成25年3月29日教委規則第1号
平成26年3月28日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、能代市公民館条例（平成18年能代市条例第77号）第21条に規定する公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（平25教委規則1・一部改正）

(議長及び副議長)

第2条 審議会は、委員の中から議長及び副議長を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、委員の任期による。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

4 議長及び副議長共に事故があるときは、仮議長を選挙して、その職務を行わせる。

（平26教委規則4・全改）

(会議の招集)

第3条 審議会の会議は、必要に応じ議長が招集する。

（平26教委規則4・全改）

(会議の定足数)

第4条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、同一の事項について再度招集しても半数に達しないときは、この限りでない。

（平24教委規則3・旧第5条繰上、平26教委規則4・一部改正）

(議事)

第5条 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決定し、協議が調わない場合は議長の定めるところによる。

（平24教委規則3・旧第6条繰上）

(小委員会)

第6条 審議会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、議長が指名する。

（平24教委規則3・旧第7条繰上）

(記録)

第7条 審議会の議事については、これを記録しなければならない。

（平24教委規則3・旧第8条繰上）

(事業計画)

第8条 公民館長は、公民館の翌年度において実施すべき事業計画を審議会に諮らなければならない。

（平24教委規則3・旧第9条繰上、平26教委規則4・一部改正）

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育部生涯学習・スポーツ振興課において処理する。

（平26教委規則4・追加）

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平24教委規則3・旧第10条繰上、平26教委規則4・旧第9条繰下）

附 則

この規則は、平成18年3月21日から施行する。

附 則（平成24年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日教委規則第 1 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日教委規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の能代市公民館の管理運営に関する規則、能代市公民館運営審議会規則、能代市勤労青少年ホームの管理運営に関する規則、能代市働く婦人の家の管理運営に関する規則、能代市文化会館の管理運営に関する規則及び能代市文化会館運営協議会規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

○能代市文化会館運営協議会規則

平成18年3月21日
教育委員会規則第38号

改正 平成25年3月29日教委規則第1号
平成26年3月28日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、能代市文化会館条例（平成18年能代市条例第85号）第15条に規定する能代市文化会館運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25教委規則1・一部改正)

(協議事項)

第2条 協議会は、能代市文化会館の円滑な運営を図るため、次の事項を協議するものとする。

- (1) 自主事業に関すること。
- (2) 会館利用の促進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項
(組織等)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、文化行政に関し、知識経験を有する者のうちから能代市教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(平26教委規則4・一部改正)

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育部生涯学習・スポーツ振興課において処理する。

(平26教委規則4・一部改正)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年3月21日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成26年3月28日教委規則第4号）
(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の能代市公民館の管理運営に関する規則、能代市公民館運営審議会規則、能代市勤労青少年ホームの管理運営に関する規則、能代市働く婦人の家の管理運営に関する規則、能代市文化会館の管理運営に関する規則及び能代市文化会館運営協議会規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。